第 194 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会　議事概要

開催日時：令和８年９月 15 日（火）13：10～14：32

場　　所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎４号館８階）

出 席 者 ：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二朗構成員、大橋真由美構成員、髙橋滋構成員

〔政府〕橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、大上明子内閣府地方分権改革推進室参事官、黒田夏子内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省庁の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和８年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省庁からのヒアリング）

関係府省庁からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番１：覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止（厚生労働省）＞

（大橋部会長）本提案を受け、都道府県経由事務を廃止する方向で進めていただいており、大変有り難く思う。ここ数年、関係府省庁とやり取りする際に、経由の廃止によって都道府県が必要な情報を把握できなくなるという懸念が頻出したが、本提案においては、システム上で都道府県が必要な情報を参照できることを承知したので、今回もこの方針で進めていただければ、都道府県における懸念も解消されるかと思う。気になったのは、都道府県が申請関係や情報閲覧の際に使うe-Govの基本的な仕組みについて、実態調査の中で都道府県があまり習熟していないという状況が把握されたので、厚生労働省で法令や制度の改正等の周知徹底を進めていただくのと同時並行で、都道府県にe-Govの仕組みに慣れていただく必要があると思われる。e-Govの設定の手続等をきちんとやっていただければ、ある程度システマチックに対応できるということなので、都道府県が今までやっていなかったアカウントの設定等について後押しをするような情報提供等の場を設けていただきたいと思う。法令改正後にいざ経由事務を廃止すると言っても、公布の日からすぐに事務手続が動かないということが一番に気になる点であるので、法改正と横並びで、都道府県のe-Gov利用への道筋というか、都道府県がe-Govを習熟するための期間や、e-Govを使った業務フローのようなものの情報共有についての施策を進めていただきたいと思う。

（厚生労働省）我々としては、厚生労働省が主催している様々な会議などが幾つかあり、例えば薬務関係の主管の課長会議等があるので、それらを踏まえながら周知を図っていきたいと思っている。

（大橋部会長）是非そのような形で進めていただければと思う。

（伊藤構成員）資料６ページ、「国開設の覚醒剤施用機関の指定証の交付・返納等、届出・報告」に関する経由事務の廃止について、こちらは厚生労働省と覚醒剤施用機関が直接やり取りした後に、厚生労働省から都道府県に対して必要な情報を提供するものであると把握しているが、これはe-Govには載せられないというか、載らないような事務と理解してよろしいか。

（厚生労働省）基本的にe-Govへ一元化したいというのはトータルの方向性ではあるが、e-Govにも対応できるものとできないものがあるようなので、こちらについては、現時点ではe-Govとは別の方法での対応が必要であるという認識を持っている。もちろん将来的にe-Govが全てフォローしてくれるのであればそれに越したことはないが、現状においては難しいと聞いている。

（大橋部会長）具体的にe-Govに載りにくいものについて、何か念頭に置いているものはあるか。
（厚生労働省）システムの専門家ではないため正確な答えは難しいが、経由事務は基本的には通過してくる申請者側の上流として、都道府県の担当がいるというものであるが、６ページを御覧いただいたとおり、国の開設する病院あるいは診療所の機関については、それらの機関からの申請が都道府県に上がらない。要するに、信号が国開設の覚醒剤施用機関から都道府県へ発信されていない中で、関係大臣との協議の上、厚生労働大臣が指定するという形で完了するので、やり取りが通常のe-Govの経由事務の流れと違うものであり、そういった違う流れの事務手続は同じシステムで扱うことは難しいと認識している。
（大橋部会長）事務局としては、その点について提案団体から意見などは出ているか。
（黒田参事官）提案団体からは特段この点について意見は出ていない。e-Govをどのくらい使えるようになるか、先ほど厚生労働省からお話しいただいたが、デジタル庁とも調整いただいている状況であり、将来的にはe-Govの中で完結するように動くことも一案であると聞いている。
（大橋部会長）承知した。その点については分権室とも相談いただきながら、丁寧にデジタル庁と厚生労働省と事務局とで協議いただければと思う。

＜通番26：看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和（厚生労働省）＞

（厚生労働省）先般、提案募集検討専門部会から、主な再検討の視点として、2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会の場を含め、自治体からヒアリングを行うなど、地域の実情を十分に踏まえ、看護師養成所の専任教員の配置基準についても早急に検討いただきたいという御意見を頂いた。

この御意見を受け、提案団体である和歌山県及び鳥取県に対して、事務局と一緒にヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいては、遠隔授業や看護師養成所間連携について、看護教育の質の確保を前提とした検討への理解が示されるとともに、地域における看護師養成機能の維持が重要であるという意見が示された。

一方、統廃合を前提としたサテライト化については、地域の実情や実務上の課題から、必ずしも全ての地域に適した方策とは限らないとの意見が特に和歌山県から示された。

厚生労働省としては、令和８年度から実施している人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業の結果に基づいて、遠隔授業や看護師養成所間の連携について好事例の整理・周知を行い、看護師養成機能の維持に努めたいと考えている。

（大橋部会長）提案募集検討専門部会からの要請に対し、御回答がずれている。再検討の視点では、専任教員の配置基準を見直してほしい、弾力化してほしいという観点から４点指摘しており、特に中山間地域など人口減少が進行している地域において看護師養成所が非常に厳しい状況にあるので、今回の２次ヒアリングに向けて、この配置基準の見直しについて検討していただきたいと要請した。

再検討の視点を踏まえた２次回答を頂いたが、我々が求めた専任教員の配置基準については言及がない。一番求めていた主要な論点が出ておらず、今回の２次ヒアリングにおいても、全国一般の看護師養成所についての今後の政策展開の話を聞くだけの形になった。

提案募集検討専門部会が求めているのは、令和８年度人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業を踏まえた好事例を増やしていただくなどということではなく、中山間地域や人口減少が進行している地域における実際の配置基準などを見直してほしいということである。これに対し、１次ヒアリングのときには、サテライト化を進めれば１つの解になるのではないかという御提案が厚生労働省からあったが、提案団体にサテライト化等についてヒアリングしたところ、地域の看護師養成所を維持したいという意向や、統廃合を前提としたサテライト化ではうまくいかないということが明確になった。それならば、もう一度元に戻り、中山間地域という一般のエリアとは違うリソースが限定された地域で、この配置基準について見直していただきたい。これが一番の核心部分なのだが、どのように検討されたのか。

（厚生労働省）配置基準を含めて2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会であったり、我々はさらに医療従事者全般、看護だけではなくてコメディカルを含めて専任教員の在り方、配置基準というものをどうするかも含めて議論をしており、中山間に限らず、全国どこも看護師養成所は定員割れという状況が続いているので、この確保策は検討をしていて、一足飛びに答えがすぐ出るわけではないと思っている。

（大橋部会長）前回のヒアリングでは、2040年に向けて、看護職員の確保・養成の在り方に関する検討会を開催しているとのことだったので、我々は本案件について、この検討会で扱っていただけるという認識でいた。他の提案募集の案件については、提案募集で出た提案をそのまま審議会等に挙げていただき、意見聴取などを具体的に実施いただく例もあるが、第３回、第４回、第５回の検討会の議事録を見たところ、非常に広く様々なことについて扱われており、今回の看護師養成所の専任教員の配置基準については、検討会の中の議事の一部で、しかも、本提案に特化したということも無く、全国一律で、中山間地域という限定もない印象を受けた。

また、検討会の構成員として約20人の先生方がいらっしゃる中で、地方公共団体の方は福島県の保健福祉部次長が１人入っておられるだけである。議論の内容についても、論点が非常に多岐にわたっており、本提案について地方公共団体が幅広く参加した形で議論されるべきという観点からすると、十分な議論がなされたとは言い難い。

加えて、この問題について、検討会の今後のスケジュール的に、今後の議題に上がって来ないのではと危惧しており、端的に言うと、議論していただく場が本当に設けられているのか非常に疑問を持っているが、見解はいかがか。

（厚生労働省）2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会では確かに今は需給推計等、広範な議論をしている。それを受けて、スケジュールが合わないかもしれないが、看護の教育カリキュラムの内容についても引き続き検討を行う形になっており、検討会の中でしっかり議論をしていくことはできるかと思っている。

（大橋部会長）提案に対して厚生労働省がゆっくりし過ぎている気がしている。

（厚生労働省）これだけを議論して物事が解決するわけではなく、地域でどうやって看護師の養成体制を確保して必要な病床に対する看護職員の数を確保できるか都道府県主導で考えていただくという大きな議論をしている。これだけに特化して議論していないというのは御指摘のとおりである。

さらには、看護職員のみならず、コメディカルは全部養成所に関する基準がある。この地域だけ、看護師養成所だけ、とはならないことは御理解いただければと思う。

（大橋部会長）理解できない。他の府省庁においても、それぞれ所管している法律をどのようにしていくべきかについて、中長期で審議会などを立てて議論がなされている。その中で、提案募集方式では、現行制度上、自治体が具体的に困っている支障に対応いただきたいという分権提案が出てきたときに、原則、この年の中で解を出していただき、地方分権一括法案等の形で解決していく仕組みである。本提案は、看護師養成所の制度全体を何とかしてほしいという話でもなく、一律で基準を設けていることには無理があるので、特に、中山間地域等の人口減少地域において、専任教員の配置基準を見直していただけないかというもので、問題としては非常に具体的である。中山間地域等における看護師養成所の専任教員配置基準の緩和についての答えを求めているのだが、それがずっと先送りになったまま今日に至っているというのはこの制度の趣旨と合わないと考えるが、いかがか。

（厚生労働省）この検討の場でこれに特化して議論するということはできるので、させていただきたいとは思う。

（大橋部会長）これまで議論していないではないか。

（厚生労働省）検討会は頻繁に開催しているので、検討会を設けることはできると思う。

（大橋部会長）配布されている資料には検討の結果がない。結局、この基準をどうするのかということについて聞いているのに、検討結果が正面から出ていないから、我々もここから先の議論ができない。検討会で検討す

るというお話はどこに行ってしまったのか。今回、最近の厚生労働省の流れみたいな話を聞いているだけになってしまった。審議会を全て見ているわけではないので、もしこの問題についての対応が検討会で検討されているのであれば、具体的にどうするという答えをお聞きしたかった。

（厚生労働省）自治体からのヒアリングでは、質の確保というところもまた配慮しなければいけないという御意見は頂いたので、この両立する形を考えていかなければいけないのだと思う。

（髙橋構成員）１次ヒアリングを実施して我々の問題意識を申し上げて、２次ヒアリングに来ているわけで、その間、約２か月の時間があった。頻繁に開催しているのであれば、２次ヒアリングの間に具体的な議論をする場を設けることは本来可能だったはずである。議論する場を設けていないということが部会長から問題視されている点だと思うが、そこはいかがか。

（厚生労働省）我々もこの検討会、審議官が御説明したとおり、需給あるいは教育内容や2040年に向けての看護師の質をどう考えるかといった広範な議論をしており、それぞれスケジュール感を持ってやっているところなので、なかなかここまでの３か月の間に議論を差し込むことは、１度もうすでに看護師養成所の運営については議論させていただいているので、そこはスケジュール上の困難な点があった。

（髙橋構成員）今後、検討会を頻繁に開催されているのであれば、例えば12月の検討会で議論するなど、対応方針、閣議決定までには開催していただけるということでよろしいか。

（厚生労働省）議論することはできると思う。ただ、繰り返しになるが、看護だけではなくてコメディカルも含めて、医療提供体制は看護だけでは成り立たないので、地域でどのように考えていくかを議論しているというところは御理解いただければと思う。

（大橋部会長）中山間地域のところについてどのように基準を柔軟化するのかという問題は、分権提案においても毎年のように出てきている問題である。コメディカルについても問題があることは承知しているが、本提案については、特に現場が実態の支障を挙げて提案してきており、都道府県等からも意見が挙がっている。また、提案募集検討専門部会が全国知事会、全国市長会及び全国町村会の地方三団体からのヒアリングも行ったところ、全国知事会からは正に配置基準について実情を踏まえて弾力化について確実な実現を求めるとの要請も受けている。そこについては酌み取っていただき、中山間地域における配置基準について、どのように柔軟化するのかについて、少なくともこのようにするといった具体的な返事を頂きたい。これから検討会で扱うから待ってほしいということだと、抽象論で終わっている。

（厚生労働省）看護師養成所は523か所、大学は313か所ある。その中でも定員割れを起こしている看護師養成所が存在している。そのような定員割れを起こしている背景には、様々な要因があると考える。単に、定員数の減少や入学者数と比例して、教員数を減らすというのではなく、慎重に議論を進める必要があり、都道府県でこういう看護の在り方を考えるように全国知事会にもお願いをしているところである。

（髙橋構成員）要するに、看護師養成所の専任教員の配置基準を緩和していただきたいという話をしているのであり、サテライト化については否定はしていない。

　まず１点目として、サテライト化だけでは解消できない課題があるので、そこを議論していただきたいと申し上げている。鳥取県は確かにサテライト化について前向きだというお話をされたが、逆に統廃合については問題があるとおっしゃっている。また、和歌山県も統廃合は問題だとおっしゃっている。そこで、統廃合によるサテライト化のみ検討するということにならないように適切に考えていただけないだろうかというお願いをしているわけである。

　次に、２点目は、検討会における構成員の中で自治体側の参加者が福島県だけというのは問題で、2040年に向けた看護職員の養成・確保の問題は結局中山間地域を中心とした専門人材の確保ができていないことから始まっているわけだから、それを議論しないというのはおかしいと思う。2040年の問題は正に中山間地域を中心とした専門人材の確保ができていないことが問題なのだから、一般論だけやって、そこに焦点を当てた議論を

しないということは、2040年問題に対応していないというように受け取らざるを得ないと思う。
　だから、問題があると言っている県の意見をヒアリングで具体的に聞いて、検討会の場に還元して、閣議決定までにもう一回、回答を出していただければ有り難い。そこはいかがか。
（厚生労働省）検討の場でしっかり議論したいと思う。
（大橋部会長）提案団体からは、遠隔授業は様々なところで用いられている手法で、遠隔授業という手法を使えば教員１人が複数の会場に対して教育サービスを提供できるとか、教員の派遣という手法も考えられるといった提案が挙げられている。中山間地域の看護師養成所は、大体、学生数が定員割れしてしまっているわけである。
（厚生労働省）日本全国で割れている。
（大橋部会長）特に中山間地域において定員が割れているのではないか。そうすると、定員が割れたところに対しての手当てということで、専任教員の配置基準の緩和や担当科目の重なりを認めるなど、具体的な工夫を通じて、教育の質を下げずに中山間地域の養成所の問題に対応できないか、教育の質を担保できるような条件を議論していただけないかということが本提案である。この２次ヒアリングにおいて、我々は教育の質を担保できるような方法について各論が出てくるかと思っていたら、この問題については議論されず、基準についての話も無かった。個別のところは厚生労働省の方が詳しいわけだから、教育の質を担保できるような方法について何か具体的な検討結果が出てくるかと思っていたが、いかがか。
（厚生労働省）しっかり検討したいと思うが、なかなか難しい問題であることだけは御理解いただければとは思う。看護師だけではないというところもあり、遠隔授業も授業全体の内、どれくらいの割合で遠隔授業を実施できたら教員の定数を８人以上からどれくらい減らせるかというのは、かなり技術的な部分はあると思う。
（大橋部会長）スケジュールについて、分権提案は年単位での仕組みである。
（厚生労働省）分権提案の仕組みは分かっている。
（大橋部会長）お話ししたような内容についての御回答や事務局との協議はしていただけるのか。それがうまくいかないと来年以降もヒアリングをすることになる。
（厚生労働省）答えが出せるかどうかは議論してみないと分からない部分はあるが、繰り返しになるが、2040年の医療の在り方、養成の在り方も考えていて、正直に言えば看護師だけを一足飛びに考えられないという問題も抱えているということがある。
（大橋部会長）しかし、それは様々な府省庁が長期的な展望を持っているところに対して、具体的にこの問題を何とかしていただきたいと議論しているのが提案募集方式なので、中長期で考えているからと回答されてしまうと、この仕組みは成り立たなくなってしまうので、そこは折り合いをつけていただきたい。
（厚生労働省）ただ、先ほど申し上げたように、看護師養成の在り方は、すぐには決められないということを、和歌山県、鳥取県、全国知事会にもお伝えしている。
（大橋部会長）厚生労働省がおっしゃる難しさが、表に出てきていない。
（厚生労働省）全国知事会等には我々が考えている次の政策について、御説明はさせていただいてはいる。
（大橋部会長）今日の資料等には出てきていない。
（厚生労働省）それは次の法改正を含めて考えていて、審議会等を回しているからなのだが、そういう中でスケジュール感を持ちながら我々もやっているので、看護師養成所のみ基準改定が年度内だというところを約束することはなかなか厳しく、長期的な期間の中でタイムテーブルを置いてこういう検討をしていく。ゴールは2040年に向けて、令和12年からの医療計画があるので、都道府県は令和12年の医療計画の前、令和11年にこの養成体制の在り方を考えていただけるように我々はスケジュールを逆算して審議会を回しているということが実態である。
（大橋部会長）中山間地域は2040年まで待てないのではないか。

（厚生労働省）中山間だけでなく、看護師養成所はほとんど定員割れしているところである。
（大橋部会長）全国の看護師養成所の中でも地域ごとに状況に違いはあると思う。
（厚生労働省）そのため、検討しているのである。しかも、緩和だけではなくて看護師養成所は523か所もあるわけである。
（橋本室長）厚生労働省は全国知事会に説明しているとおっしゃったが、これは一般的な政策として、要するに看護師以外も含めて大きな課題として捉えて御説明されているということだと思う。部会長からも御指摘いただいたように、この提案募集検討専門部会の場は、一般的な対応をしているからこの事案についての説明が不要ということにはならない。閣議決定で検討をお願いし、１年ごとにどのような状況かをフォローアップすることとなる。もし短期的に無理だというのであれば、このようなスケジュール、段取りでこのような内容を検討するとお示しいただくのがこの提案募集方式のルールであるので、一般的な対応ではない説明をお願いしたいと思う。
（厚生労働省）しっかりタイムスケジュールをお示ししながら回答したいと思う。
（大橋部会長）こちらに向けた対応をしていただいていないという印象を受ける。だから、今年度の中でどのように検討するのかについて、回答を出していただいて、場合によっては３次ヒアリングを組んでもう一回お話を聞くこともあり得るという前提。その中でも十分な回答が得られなければ、フォローアップという形で継続的に議論していくことになる。一般的な政策と切り分けてこの問題について考えていただくということが分権提案の仕組みである。2040年に向かって努力されているのは理解するが、中山間地域においては専任教員の確保が難しいという形で現に支障が出ているので、2040年を待てない。したがって、そこについての具体的な御検討をお示しいただきたいと思う。
（髙橋構成員）国立大学において、ある１つの国立大学と別の国立大学との間で専任教員の定員を半分ずつ出して定員要件を満たしている。そのように、人件費を半分ずつ出して週2.5人とするというやり方も看護師養成所の専任教員の配置の方法としてはあり得るので、そこも含めて考えていただきたい。
（厚生労働省）学校法人が同じだと専任教員の定員を半分ずつ出すという方法はやりやすいと思うが、今の523か所、ほとんど小さな学校法人がやっている中で、何ができるかしっかり考えていきたいと思う。
（伊藤構成員）学校法人が違ってもクロスアポイントメントでできる。
（厚生労働省）できると思う。そういうものも県主導で考えられないかということを制度改正で全国知事会にも御説明をしている。
（伊藤構成員）専任教員の弾力化のイメージなのだが、現行の基準は専任教員が８人必要である。これを緩和してほしいということが都道府県なり自治体側の要望なので、例えば７人にできるのか、６人にできるのか、あるいは地域限定で５人とか６人と置いて、非常勤と組み合わせて、どのようにすれば授業の提供体制の質を落とさないようにしながら専任教員の体制を維持できるのか、具体的な議論をしていただきたい。
（厚生労働省）議論はさせていただきたいと思う。ただ、現在でも大学ではこれをもっと多くの人数で教えているところもあるので、必ずしもこの８人を例えば遠隔授業で一部合同でできたからといって、なかなかそこは簡単に７人、６人に減らせるかどうかというのは、検討はしてみたいと思う。
（髙橋構成員）専任教員は7.5人でも良い。
（大橋部会長）専任教員を減らせるかどうかが今回検討していただきたいことである。
（厚生労働省）非常勤の専任教員もいる。
（髙橋構成員）非常勤ではなく、専任教員の配置を7.5人というやり方がクロスアポイントメントでできるのではないだろうか。
（厚生労働省）考えたいと思う。
（宇野構成員）１点だけ、大学を基準に質を考えるというのは少し見直した方が良いのではないかと思う。学校

が存在しなくなると、地域には結局何もなくなってしまう。そのような観点から御検討いただいた方がいいのではないかと思う。

＜通番２：新興感染症対策として国が備蓄する個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等（厚生労働省）＞

（厚生労働省）今般の地方分権提案の中でいただいた御指摘を非常に重く受け止め、国と都道府県の業務の在り方について、関係省庁とできる限り早急に協議をさせていただいた上で、２次回答の中では令和９年度中と回答させていただいているところであるが、可能な限り令和８年度中に結論を得た上で速やかに所要の措置を講じたいと考えているところである。

それまでの間においても、都道府県向けのQ&Aの作成や、配布決定施設について我々のホームページ上で公表するといったことについてはすぐに対応し、少しでも都道府県の負担を軽減できるよう努めたいと併せて考えているところである。

（大橋部会長）この案件は１次ヒアリングを実施せず、今回からヒアリング事項になったのだが、我々の考える問題点として、１つは現在の地方自治法の245条の２では、地方公共団体に何らかの仕事をさせる場合には、法律や政令の定めに基づいて行うことが大前提になっているが、この配布事務は有事のときには仕組みがあるかもしれないが、平時については該当する根拠がなく、事務連絡を根拠として都道府県にお願いしていることなので、地方自治法245条の２との関係でいうと違法な取扱いではないかという意見が当部会の中でも出ている。

加えて、昔は市民に近いところに窓口があれば便利だったので経由して国に上げるというのは一定の合理性があったのだが、デジタルの時代になり、物理的、地理的な距離は関係なくなったので、経由事務は、国が必要であれば国が直接実施し、都道府県の経由はやめていただくという方針で閣議決定されており、法律で規定のあるものですらやめていただきたいということが、今の地方分権の世界である。

本来、法令に基づいてお願いしなくてはいけないところが事務連絡で済ませていて、しかも法律ですら改正をお願いしている経由事務を維持することは、２つ掛け合わせるとあり得ないことなので、即刻直していただくしかないという形で議論している。２次回答の最後にあった令和９年度まで待てず、即廃止してオンライン化の手続を進めていただきたいとお願いしようかと思っていた。

今のお話を聞くと、２次回答よりもさらに進み、令和９年度ではなく令和８年度で行う形で早期化されているが、即対応いただけるということでよろしいか。

（厚生労働省）２次回答を出した後に、正に部会長もおっしゃっていた自治法との関係や経由事務との関係の中で、法的に疑義があるのではないかという指摘について我々の中でも改めて検討し、本日口頭で申し上げたように、令和９年度中を待ってということではなく、今年度中にこれについては直ちに結論を出した上で、速やかに所要の措置を講ずるという方針に変えさせていただいたということである。

（大橋部会長）国に直接申請可能な形になると、１次回答、２次回答において回答をお願いしていたオンラインで申し込む場合のフォームはどのような形になるかとか、オンラインの仕組みのイメージや導入のスケジュール等についてお話を聞きたい。

（厚生労働省）オンライン申込みのフォーマットを我々で作って、直接医療機関から申請をいただいて、我々で配布するという事務にすることについて、大きな方向性ではおっしゃったとおりである。その上で、具体的にどういうフォームにするかについては、実際に間に入っている流通事業者とどういった方法が考えられるかについて、まだ詰めている途中であり、現時点でこういう方法でやりますというところまで断定的なことで申し上げることはできないが、速やかに検討、事業者とも調整をさせていただいて、対応させていただきたい。

もう一点、関係省庁と申し上げたのは、当然のことながらオンライン申込みに当たって一部コストがかかってしまうこともあるので、少なくとも財政当局とはあらかじめ調整をすることは必要だろうと考えており、一

定程度その時間だけいただきたいというものである。

（大橋部会長）承知した。今回の提案については先ほどおっしゃったように都道府県経由は廃止の方向で考えるという形で、廃止したときにはその受皿としてオンライン申込みの仕組みの構築が必要になるので、具体的な導入のスケジュールや考え方等の方針について事務局に提出していただき、そこまで含めてこの提案に対しての御回答という形で受け止めたいと思うので、さらに詰めていただければと思う。

（厚生労働省）承知した。対応したいと思う。

＜通番７：特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化（消費者庁）＞

（大橋部会長）２次回答を文章で拝見したところ、抽象的なイメージを受けた。問題点は、都道府県の方が担当されているときに、これは広域事案ではないかと相談しても、十分受け止めてもらえなかったという過去があり、他の都道府県との調整に時間を取っている間に被害が拡大するというところから出発していたので、今、お話のあった相談・協議の仕組みを通じて、関係者間でコミュニケーションを取っていただくという方策を取っていただけたことは非常に良かった。

特に、相談体制について、調整がつかなかった場合には消費者庁が相談に入っていただける仕組みは重要である。経済産業局は消費者と事業者の双方のための役所であることから、経済産業局との場合だけだと相談・協議に限界があるのかもしれない。消費者に寄り添う形で消費者庁が相談に入っていただける手続が入ったことは、前進するような手続を作っていただけた。

ただ、この場合に協議や相談を行う都道府県が、それでも自分のところでやれと言われるのではないか、これを広域と考えて良いのかどうかについての不安がある。また、従前の通知に示されている広域性という言葉と、今回示された広域性はどのように違うのか、端的に言えば社会的重大性や波及性、広域性と言っているものをもう少し実態のあるものとして提示いただきたい。

そういう点からすると、お示しいただいた29ページの役割分担の原則のイメージは、表の読み方も人によって異なると思う。ポイントになるのは、例えば、ある県で相談が30件出てきたら、それは１つの動き出すシグナルとなる。少なくとも複数県でそういう状況が出てきたら、国に相談を持ちかけても全然問題がないレベルであること、さらに、相談が寄せられる県の数が10を超えるような状況になれば、国による対応を求める方向で判断できるなど、具体の数字を入れてほしい。

ただし、数字は絶対だと言っているわけではなくて、原則としてこれくらいの数字が出てきた場合には相談や処分のことを話し合うことができるという目安を示してほしい。先ほどの手続フローとその基準となるものを示していただきたい。

基準については固定するつもりはなく、実際に運用した上で、都合が悪ければ修正するとか、もっと厳しくする等順次改善していただきたい。今回、このイメージ図が出てきたのは非常に良いと思うが、実体基準について御検討いただけないか。

（消費者庁）このマトリックスについて説明申し上げれば、相談件数を全国47都道府県ごとに並べると時々山が立つところがあって、１つでも相談がある県が何個ありますかというものが縦軸になっている。一方、山がある都道府県の数が横軸になっているところ、処分に足りる相談は30件以上という目安だが、それが何県あるかを横軸としている。こうしたマトリックスの考え方に基づき、高い山が１つの県のときは基本的に１つの県の執行だが、２～３ぐらいだと県の共同執行が良く、それが４県以上になってきたら基本的に国の執行である考えている。このマトリックスを平板な文章にするのは難しいかもしれないが、文章にうまくできるよう検討していきたいと思う。

（大橋部会長）自治体もPIO－NETなどで他の地域の相談状況を見ながら自らの地域の案件と照らし合わせ、必要

に応じて相談することができれば広域案件への対応が進みやすいと思う。例えば、１つの都道府県で発生している案件であれば、基本的には当該都道府県で対応するという考え方で良いと思うが、２つの都道府県にまたがる場合には共同で対応し、３以上の都道府県にまたがる場合には広域案件として、国による調整を検討するという考え方もあるのではないか。

それと、この例外の考え方について、特に広域案件として考える場合の目のつけどころは、引き続き生かしていただきたい。実態に基づく基準と相談の手続に関するものを出していただきたい。処分限定だと対象が狭くなってしまうので、予防の観点からすれば、指導段階ではもう少し柔軟な基準で良いと思う。そのようなものと組み合わせていただくと、非常に豊かな仕組みになるのかと思う。

この点については、小さく産んで大きく育てればよいと思っている。まずは、仕組みの核になるようなものとして、定量的な基準を出していただけると、今回の提案団体も安心して回答を受け取れるのではないかと思うので、お願いしたい。

（宇野構成員）「役割分担の原則（イメージ）」という通算で29枚目のスライドについて、とても分かりやすくできているのではないかと思う。１点、横軸が１県で縦軸が２～９県となっているが、これは従前の処分件数で分類されているのだと思う。ここは、国との共同執行もあり得るが、県が基本的に対応するということだと思う。ただ、支障事例を見ると、１県だけ問題があり、そこで対応したが周りには波及せず、結果として、当該県のみで対応したものの、十分な効果が得られなかったケースもあった。

また、国と県が実際に処分をした件数の比率を見ると、横軸２～３県と縦軸２～９県よりもむしろ国が処分している例が多い。これは２～９県の幅が大き過ぎるため、もう少しその中の分布を見た方が良いということなのではないかと思う。ここのところは共同執行もあり得ると記載いただいてはいるが、単独執行であると整理するのは、支障事例から見ると、若干検討の余地があると感じた。具体的な整理はこれからだと思うので、御検討いただきたい。

（勢一部会長代理）これまで、経済産業局経由の相談・協議で報告の仕組みは置かれていなかったのか。それとも、仕組みはあったけれどもそれが十分に機能していなかったのか。こうした点について、今後、御対応いただけると思うが、これから整備いただく役割分担の原則について是非、各経済産業局にも基準化したものを共有していただき、こういう基準で整理をしているので適切に対応をお願いするという形で運用できると、体制としては非常に効果的になると思う。

また、先ほどのマトリックス図で、確かに多様な事例があるので、単純に該当する区分だけでは判断しづらいと思うが、具体的にどういう事例でどのような処分が行われたかというのは、都道府県も確認することができる。

だから、その事例が参照できるような形で御準備いただけると、現場としても安心して判断できると思う。これから生成AIの時代であるため、こういう状況であると入力すると、類似の事例が出てくるようになれば、現場も負担なくできるのかと思うので、少し工夫をいただけると有り難い。

（消費者庁）おそらく提案団体の方もそうであり、今、部会長からも頂いたが、都道府県が局と御相談する仕組みはもともと存在していたし、直接消費者庁にいろいろ御相談いただくというようなものもできなかったわけではないのだと思う。ただ、実際のフローにしてはいなかったので、今回可視化することによって、これから特に当面は、局は自分だけでということではなく消費者庁と相談しながら対応を検討するというスキームを別途作っていきたいと思っているので、そこでうまくいけば良いと思っている。

最後に、御指摘いただいたとおり、年間100件の処分と申し上げた点について、いろいろな理由があると思うが、ここ３年間１回も行政指導も行政処分もしていない都道府県は少なからず存在している。これは私どものこういう考え方がしっかり示せていなかったということもあるかもしれないし、あるいは法執行の難しさや体制について各県によってばらつきがあるのかもしれない。この点、先ほどお話があった点に関連して申し上げ

れば、処分に足る消費生活相談が寄せられる県が１県の場合であっても国が10件処分した実績があるように、国が少し体制サポートなどもしながら、一緒に処分するというケースも結構存在する。このように、体制のサポートみたいなことも当然必要になってくる。

私どもとしては、特商法に関して全然被害がない都道府県が本当に少なからず３分の１とかそのぐらいあるかといえば、そんなにあるとは思えないので、この機会に、一緒になって都道府県や局にもしっかりと相談していきたい。また、是非AIも使って、本当に悪い事業者が消費者を害するということにならないような形で執行していきたいと思っている。聞いておられる都道府県の方とも、是非一緒に頑張っていきたいと思う。

（大橋部会長）都道府県レベルでの執行経験の差は、この分野だけではない。土砂災害のような分野でも、ある法律の適用事例を全国で並べると、100件程度の処分実績がある自治体もあれば、全然処分実績がない自治体もあり、非常に差がある。そのため、今回の仕組みを使いながら、執行の知恵、スキル、マインドも含めて改善していくことが大事である。全体の執行能力を底上げするのに合わせて、そのような取組に消費者庁が関わっていくようにすれば、全体としてのガバナンスという観点では良い気がする。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）